

第 12 回脱炭素ワーキンググループ

議事録

日時：2018年9月20日（木） 14:30~16:30

場所：虎ノ門ヒルズ8階 役員会議室

出席者：藤野座長、小西委員、高橋委員、神山委員代理

林オブザーバー、岸オブザーバー、柴田オブザーバー

※本議事録では、ディスカッショングループを「DG」、ワーキンググループを「WG」と記しています。

- 事務局：開会、委員変更、委員代理出席について紹介
- 藤野座長：皆さん、お集まりいただきましてありがとうございます。先般、持続可能性に配慮した運営計画第二版が公表されまして、例えば、再エネ電力100%という目標を謳っているところでありますが、それに向けて、具体的にどのように取組を進めていくかということをお今日は議論していきたいと思っておりますので、議事進行につきまして、ご協力をよろしくお願いいたします。今日は基本的に、資料は投影の方法で共有します。議事1の「大会運営において使用する電気について」、それから議事2の「今後の予定について」、この2つを中心に議論ができればと思います。それではまず、議事1の「大会運営において使用する電気について」を事務局より説明をお願いします。
- 事務局：資料2に基づき、議事1「大会運営において使用する電気について」を説明
- 藤野座長：ご説明ありがとうございます。今日は基本的にこれを徹底的にやることとしまして、ただ、これはまだ新しい分野で、日本の中でも検討中のこともありますので、その点も踏まえて、より良いものになるように、ご忌憚のないご意見をいただければと思います。それでは、どなたかご意見いかがでしょうか。
- 小西委員：最初に1点だけ、今日の脱炭素WGで資料が机上配布にならないというのは、非常に素晴らしいことだと思うのですが、傍聴の方々は、資料をお持ちですか。資料のデータは共有されているという理解でよろしいですか。
- 事務局：メディアの方々も含め、事前に資料は共有させていただいています。

- 小西委員：その点が気になっていました。では、3つ、主にあるのですが、内容が違うので、一つ一つ質問させていただければと思います。まず、電気のメニューについて、良く整理していただいていると思いますが、確認したいことは、臨時電力を供給してもらう電力会社に対し、より排出係数の低い電気を推奨するという条件は要求されるか否かということと、排出係数のより低い電気というのは、どれくらいを想定されているかということです。
- 事務局：臨時電力を供給される電力会社についても、調達コードが適用されますので、同じように要求していくことになります。
- 小西委員：臨時電力を供給される電力会社についても、より排出係数の低い電力会社と、同じ条件になるということですね。それを是非書いていただければと思います。排出係数は今のところ、どういう定義をお考えでいらっしゃるのでしょうか。
- 事務局：定義という数字は持ち合わせていませんが、現状よりも CO₂排出係数がより低いものを推奨したいと思います。
- 小西委員：東京都のご意見も伺いたいです。東京都の排出量取引制度において、電力会社の再エネが評価されるためには、排出係数の条件があると思います。その考え方と、これからの排出量取引制度の将来設計を検討されていると思いますが、そこにおける排出係数の考え方について、ご説明いただければと思います。
- 神山委員代理：都有施設での電気のグリーン購入について、ルールを定めていまして、最低限のルールという水準1については、再エネの割合や、未利用エネルギーの割合を加味しまして、CO₂排出係数が全電源平均以下ということを条件としています。また、参考として申し上げますと、より望ましい水準として、水準2がありますが、これについては、排出係数が全電源平均以下であることに加えて、再エネ電源比率が20%以上であるということが条件となっています。キャップ&トレード制度については、公開で検討を行っていますが、次期のキャップ&トレード制度の中で、低炭素電源として、電力選択によって、望ましい電気として、こういうものを選択すると、CO₂排出削減量としてカウントしていこうという検討をしているところであります。次期制度の検討として、現在、提案しているのは、0.37という数字を排出係数の水準としています。
- 小西委員：0.37という数字は、電気事業連合会が出している2030年時点での目標数値になります。排出係数のより低い電気とありますが、何をもってより低いというのかと

ということが分かりにくいと思うので、いずれ何らかの数字を出すという前提の注書きが付いたとして、より近くなった時期に決める可能性があるということを明記した方がいいと思います。少なくとも、東京 2020 大会なので、都内の基準より下回るということはないと思うので、全電源平均以下については前提条件として、東京 2020 大会は現状よりも一歩先に進むことを目指すことをレガシーとして残すことが必要だと思うので、0.37 以下と本当は言いたいところですが、今の段階でそのような数字を言うことは不可能かもしれないですので、いずれそのような可能性を残すような書き方になってほしいと思います。

- 藤野座長：東京都ではそのように設定していると、注書きを入れることはできませんか。
- 事務局：まず、東京都の制度と東京 2020 大会の違いというのは、東京都内の施設だけでなく、全国の施設が対象になるということ、組織委員会から義務を課しづらいということです。競技会場が、大会前も大会後も契約をされるものですので、組織委員会から、こうするべきとは言えないかと思います。ただ、東京 2020 大会をきっかけに、再エネ電力への切り替え、もしくは、現在契約している電気の再エネの比率をアップしていくというのは我々も期待するところですので、推奨するというのが、競技会場とのコミュニケーションになるかと思います。都内の大規模施設の水準がどうなっているのかと聞かれることもあろうかと思いますが、その際には、参考としてお示しすることは重要と思います。
- 藤野座長：より低いという表現はあまりに具体的でないと思います。参考値でいいので、参考までに東京都の制度ではこのような考え方でやっているのと、かっこ書きなどで表現するのはいかがでしょうか。
- 事務局：参考値ということでお示しすることは可能かと思います。
- 藤野座長：事実ですからね。より低いという表現だと、どういうことがより低いなのか、と問われる可能性があるので、数字があった方が良いでしょう。
- 小西委員：組織委員会が義務を課せないことは理解していますが、推奨するということであれば、要求するという言葉ではないので、敢えて、自主的に遠慮してしまう必要はないかと思います。全電源平均以下の電気を推奨するというのであれば、全く問題ないのではないのでしょうか。また、会場が東京都と他県にまたがるということは当然ありますので、東京都だけの基準を当てはめるわけにはいかないということは分かりますが、あくまでもこれは、国際大会の東京 2020 大会なので、少なくとも、今の日本の

現状の中で、一番先を行っているサステナビリティというものがコンセプトとして求められていると思いますので、他の他府県が、東京都と違う、それよりも進んでいないからと言って、そこをむしろ遠慮する必要はないのかと思います。あくまでも推奨するという形なので、ぜひそこは言ってほしいと思います。

- 藤野座長：今の話につきまして、どうですか。
- 事務局：そのように検討させていただきます。
- 藤野座長：ありがとうございます。ほかにもご質問等いかがでしょうか。
- 小西委員：主に2点ですが、証書の方ですが、とても考えて下さって、①と②の条件を満たすものをグループ①として、1つだけ満たすものをグループ②として、これは色々考えた結果として、この整理の方向で良いのかと思います。意見が環境団体の中でも分かれるところだと思うのですが、東京都の考え方に沿った形と、証書の取扱という点で、これでいいと個人的には思います。非化石証書については、実際には、どこから取れているものかということ、本気になれば、トレーサビリティは取れるものですので、例えば、東京 2020 大会からのシグナルとして、非化石証書のオリジンをはっきりさせる方が、再エネとしての価値が上がるということのシグナルを出せることが重要かと思っていますので、それがどこか注書きで入ると良いかと思っています。非化石証書がグリーン電力証書や再エネ J クレジットよりも、今のところ、発電源を特定することができないということが、資料にも書いて下さっていますが、だからこうなっているのだと、シグナルが出れば良いのかと思います。あと、これは意見が別れるところかと思いますが、グリーン電力証書と再エネ J クレジットの両方が発電源を特定できるということについてはかなり意見が分かれるところなのかという気がいたします。再エネ J-クレジットは、今のところは、発電源がそこまでは特定できないということもありますので、FIT 電気+グリーン電力証書と FIT 電気+再エネ J クレジットを資料上の記載で分けてくれていますので、それはそれで分かるかと思います。ここの持続可能性というところで、発電源が明確な持続可能な再エネ電気としていただいていますので、いわゆる日本で今、再エネで太陽光や風力などの色々トラブルが起きているものもありますが、今回の再エネの定義の中では、持続可能な再エネ電力と示しているのです、東京 2020 大会が推奨する再エネ電気とは何か言う時には、ここで何とか切り分けられるのかと思います。ただ、調達コードを遵守し、持続可能を確保していることが必要になるというところで、調達コードからの抜粋という形で書いてありますが、バイオ燃料の場合の、特にパームの取扱について、FIT でも議論されていますが、この資料の表現ですと、調達コードの中にあるパーム油の調達コードの別紙にも該当することが分かりづらいので、

調達コードの全体を意味するということが明確だと良いと思います。いかがでしょうか。

- 藤野座長：2つのことが同時に出ましたので、先に証書の方から確認しましょう。事実関係として、小西委員がご指摘された非化石証書はトレーサビリティが取れなくて、グリーン電力証書はトレーサビリティが取れて、再エネ J-クレジットは一部、トレーサビリティが取れないということに関して、オブザーバーでご参加されている環境省、経済産業省の方で、事実として、どういう状況なのか、ご説明いただけますか。
- 柴田オブザーバー：ご質問の再エネ J-クレジットで一部、トレーサビリティが取れないというのは、具体的にはどういうケースをおっしゃられていますか。
- 小西委員：例えば、発電源が、この発電所から来ているということまでは分からないという点についてです。グリーン電力証書は、この発電源ということまで分かると思います。
- 柴田オブザーバー：再エネ J-クレジットも基本的に発電源は分かるのですが、一部、プログラム型といって、家庭の太陽光発電等で複数のプロジェクトを取り纏めて認証する方式があり、その場合は個々の家までは特定できないということがあります。それをおっしゃっているのであれば事実です。
- 小西委員：それについては、あまり問題だとは思ってなくて、ただ、グリーン電力証書はオリジンまできっちり分かるものなので、それを同じように並べて、どちらもトレーサビリティがあると切り切りに懸念があるということで、それぞれ、2つが分かれば、それはそれで良いということです。
- 藤野座長：グリーン電力証書と再エネ J-クレジットが並んで、発電源が特定できるという表現をされることについて、違和感があるという意味ですよね。
- 小西委員：はい。ただし、資料において、分かれて記載していただいているので、良いかと思います。
- 藤野座長：再エネ J-クレジットも基本的にはトレーサビリティが取れるのでしょうか。
- 柴田オブザーバー：プロジェクト登録時に発電源を特定しており、クレジットとプロジェクトは紐づいているので特定できると考えています。

- 藤野座長：そういう意味では、資料の4ページ目の表現については、このままの表現でいいですか。
- 小西委員：はい。5ページの記載もありますし、このままで良いです。
- 藤野座長：では4ページ目の記載は、そのままということにしましょう。柴田オブザーバーお願いいたします。
- 柴田オブザーバー：小西委員のご指摘への回答ではないですが、少しお話させていただきます。今回の整理というのは組織委員会やWGの皆さんがクライテリアをお決めになるもので、我々はオブザーバーという立場で発言をさせていただきます。実際に資料6ページのところで説明もございますし、口頭でも説明がありましたが、経産省では電力の小売営業に関する指針を出しているところ、それとは違う再エネの定義をされています。FIT電気以外のところも若干違いがあるという認識です。今回組織委員会は電力を購入する側の立場での再エネと言う話ですので、小売営業とは違うものではあります。買っているものと売っているものは揃っていることが自然だと思う中で、こういった違いがあるのは電事法関連の法令の整理とは違うということをやまず一言、申し上げさせていただきたいと思います。その上で質問ですが、6ページの※1のところにFIT電気のみという表現があり、これが一番論点かと思います。この一覧においてFIT電気の環境価値なしというものは、恐らく非化石証書のことを指していると思いますが、非化石証書を発行したFIT電気を再エネとしつつ、更にその非化石証書を別の電気に付けたものも再エネとなりますと、一つの電気において環境価値が2つ出てくるという懸念があります。その点に関して、ご意見等お聞かせいただければと思います。
- 藤野座長：小西委員、お願いします。
- 小西委員：これについては、いろいろと意見交換させていただいた上で、組織委員会で整理していただいたもので、例えば、東京都はFIT電気を再エネ電気として整理しています。FIT制度では、再エネとして認めなかったというのは、国民に電気代の上乗せをしているものを再エネの環境価値があると見ていいのかという議論で落ち着いているものを、東京都は、再エネの発電源を重視しているので、再エネとして見ています。本当は、この考え方でいきますと、今回の再エネの定義の原則によると、FITを発電源重視とするのであれば、仮にグループを3つに分ける場合は、上位にくるものだと思います。そうなった場合、もう一つの議論として、グリーン電力証書については、トレーサビリティがあって、かつ環境価値がある再エネを増やすために、グリーン電力証書と

いう制度が作られてきていますので、このグリーン電力証書のついたものを FIT 電気よりも下位として見るものかということに関しては、また、大きな議論の整理が必要だと思います。グリーン電力証書そのものが、再エネの価値があると思います。FIT+グリーン電力証書や FIT+再エネ J-クレジットや FIT+非化石証書などをグループ①として、発電源を問わない電気にグリーン電力証書等を付けたものをグループ②とする組織委員会の整理は、それはそれで、一つ筋が通ったものなのかと思いました。①②のどちらも満たすもの、①②のどちらかを満たすものという整理で行けば、こういう整理になると思います。もっと言えば、大型水力発電については、追加性がないので、昔から使っている水力について、これの再エネ価値を認めるか否かというのも、大きな議論だと思います。ただ、発電源を重視するとすると、これも追加性はないが、再エネとなります。一方で、グリーン電力証書には追加性がある。このような色々な議論を考え、筋が通るという意味ですと、①②のどちらも満たすもの、①②のどちらかを満たすものという整理が落ち着きどころなのかと思います。きっと、あちこちからの意見はあると思いますが、それが感想です。

- 藤野座長：神山委員代理、いかがでしょうか。
- 神山委員代理：東京都でも、並行して話題になりましたが、キャップ&トレード制度の検討の中でも、やはり、何を再エネと認めるかについては、相当の議論を行って参りました。これまで東京都では、特に再エネの電源については、重きをおいて評価してきました。その中で、大きな事情の変化としましては、環境価値として非化石証書が出てきており、現実としてそのようなものが出てきているということも踏まえないと、取り扱いが出来ないと思っています。特に、需要側の方での選択肢を広げていくということも、再エネを広げていくという意味では必要ということもあり、少し入口を広くしようという考えもあります。ただ、今回整理したように、優先順位として、再エネ電源ということに重きをおくということは、非常に良いかことかと思えますし、①②の両方を満たすものが、①②のどちらかを満たすものよりも、特に優先順位を高くするという整理は、一定の妥当性があるのではないかと思います。
- 藤野座長：高橋委員、何かありますか。
- 高橋委員：神山委員代理の説明と重複するところもありますが、オリパラ局もグリーン購入ガイドの水準1・2を両方満たすよう仕様に書き込んだうえで、募集をかけている状況で、私達は、それを可能な限り満たして下さいと働きかけをしているという状況です。具体的にどれほどやるかというのは、受け手次第ですが、それを今行っている状況です。

- 藤野座長：机上配布の資料において、東京都エネルギー環境計画書制度では、FIT 電気のみで環境価値がないものも、再エネと認めるとされていますが、発電方法を問わない電気+グリーン電力証書などが×となっているのは、環境価値については排出係数に反映する方向で検討中という理解で正しいですか。
- 神山委員代理：はい。この×というのは、現制度においては、取り扱っていないという意味です。このようなものも選ぶことができるようにしていこうというのが今の検討内容です。
- 藤野座長：そのようなことを考えると、明らかにダブルカウントとなります。トレーサビリティがあれば、ダブルカウントしないようにできるのかはわかりませんが、ダブルカウントしないように、東京都では、敢えて FIT 電気のみで環境価値あるなしを選んでいるようにも思います。元々、グリーン電力証書の制度は開始されていたけれども、再エネ J-クレジットや非化石証書は、その制度を作った際に、あまり制度として熟していなかったため、このような整理になっているのか、その経緯を教えてくださいませんか。
- 神山委員代理：どちらをとるのかということ言えば、再エネ電源ということの評価して、それを再生可能エネルギーだと見るのは一つです。FIT による非化石証書の部分を意識せざるを得ないということもあって、これをどう取り扱っていくのかと検討している中で、これも選択肢として取扱うということにしています。現状その中で、どう取り扱っていくか、電源を重視することについては、現状の制度の中で、意識していることであって、キャップ&トレード制度の提案の中で、再エネ電源を選んだ場合、一定の水準をクリアした場合については、もう少し、加点というか評価を上に乗せる形で誘導をしていこうということも議論しています。現実的な選択肢の拡大ということと、優先順位を付けて、できるだけそちらを誘導していこうということで、我々も悩みながらやっていますが、そういった形で、採用していこうと考えています。
- 藤野座長：量的にダブルカウントしても大したインパクトがないということであれば良いのですが、明らかにダブルカウントになっていることを承知で今回の整理をするということについて、その辺りの小西委員のご意見はいかがでしょう。
- 小西委員：非化石証書の販売量はまだ低いと思います。2020 年時点で、日本はまだ制度が動いているところなので、非化石証書の販売量が数割に達していれば、ダブルカウントを考える必要はあると思いますが、まだ、この日本の現状を考えますと、ここで残したいのは、再エネを上げていこうという機運を、東京 2020 大会後も日本社会にレガ

シーを残すことが重要だと思うので、レガシーを残すためにはどのような方法が一番良いのかと考えると、仕方ないのではないかと思う部分はあります。

- 柴田オブザーバー：懸念は東京 2020 大会として再エネ 100%と言ったときに、実はダブルカウントがありましたということが認められるかということです。先ほど非化石証書について販売量が少ないという指摘がございましたが、今後制度を見直していく中で、2020 年時点でどうなっているか分からないと思います。結局は皆さんが説明出来るということであれば、我々からは申し上げることはありません。
- 藤野座長：そのリスクについて、事務局はどう考えますか。
- 事務局：お示ししているとおり、グループ①を優先して、なるべく、グループ①を調達する方針です。でも、予算が湯水のようにあるわけではないので、グループ①で満たせない場合は、グループ②から調達することも考えなければならぬため、①と②の優先順位をつけております。そのため、柴田オブザーバーのおっしゃる通り、100%再エネ電気を達成したといった中に、ダブルカウントがあったのではないかと問われれば、そのダブルカウントを隠すつもりはありません。その結果を示しながら、過去の議論では、このような議論がありましたと、その点についても公にお示ししていくことになるのかと思います。
- 藤野座長：ダブルカウントについてもこの考えに入っていると、明確に言いながら、これはある意味セカンドオプションであります。スライド5のグループ①で、出来るだけ頑張るとして、もし量が足りない場合に、スライド6のグループ②となります。このグループ②の調達についても、今回、どう資料に含めるかということもありますが、FIT電気のみと、発電方法を問わない電気+非化石証書はダブルカウントになるので、その点は認識しつつ、実際に再エネ電気を調達する時は、どちらかを選ぶことになるのか、それが混ざりながらも、ダブルカウントしていると示す形で、最終的なレポートをまとめるのか、そのような整理ではないでしょうか。
- 事務局：報告書には、どのような再エネ電気をどれほど使ったか、明らかにしていきたいと思います。
- 藤野座長：オブザーバーの方も、出席していただいているお立場もあるので、その議論はこの資料の中に示しておくことが必要だと思います。一言、注書きとして入れておかなければいけないかと思いますが、どうでしょうか。

- 事務局：丁寧なご説明をさせていただきたいと思います。
- 藤野座長：その表現については、確認をさせていただけたらと思います。
- 小西委員：既存契約の再エネ比率の計算について、東京都に、東京 2020 大会の考えに沿ったものをもう一度出してもらおうということでしょうか。東京都は各施設の再エネ比率については、算出をしています。その考えは、今の東京都の考えに沿っていると思います。つまり、FIT も再エネということです。そうすると、スライド 7 の図における、濃い青い部分は、組織委員会は触れず、水色の部分に対して、できれば、施設が導入してくれればいいけれども、そうでない場合は、組織委員会がメニューを買って充てるということでしょうか。水色と赤の部分と、施設の再エネの部分の、再エネの考え方が異なってくるということになりますか。
- 神山委員代理：この図は、水色と濃い青の部分を含めて施設側の既存契約という意味だと思いますが、濃い青の部分が、その中の再エネというイメージだと思います。現状存在している施設については、今の契約の中で、再エネが何%なのかというのは、現実として存在していて、先ほど高橋委員から説明があったように、特に新設する都関連施設については、できるだけ再エネ比率の高いもので契約をしてもらう協力をしていただいているということです。それが結果として、2020 年の時に、どのような契約内容になっているかというので評価されるのかと思います。
- 高橋委員：その通りです。既存施設については、今の契約者がいますので、それは尊重しつつ、新規施設については、先ほど、私が申し上げたような働きかけをしていくという状況です。実際に水準 2 までの協力を得られるかというのは、今後のその働き掛け次第という状況です。
- 小西委員：再エネ比率の高いところを選択するように働きかけるというのは、今後のレガシーのためにも必要なもので、それはそれで良いと思いますけれども、今、私が聞いていたことは、ダブルカウントが問題となっていた場合に、東京都が施設に定義している再エネと組織委員会の再エネが変わってくるはずなので、FIT の電気でも東京都では再エネとしてカウントしていて、その場合、グループ①、グループ②でいうと、グループ②も再エネとカウントしているので、グループ①、グループ②の両方を合わせて、再エネとカウントするのであれば、東京都の今の再エネの定義と矛盾はしませんか。それによって、FIT だけのものが入ってくると、更にここに FIT 電気のみグループ②のメニューを充てていくと、まさに本当はダブルカウントになるのかと思いましたので、その整理を確認したいです。

- 神山委員代理：都施設で、今は FIT 電源でも再エネ比率にカウントしているというのはその通りでして、それを前提に、組織委員会の方で、水色の方にクレジットを充てるのかという整理はできるかと思います。
- 藤野座長：東京都は都の独自ルールで、ダブルカウントしないように再エネを計算されるのでしょから、グループ②というのでしょうか。どちらかに当てはまる方の全部を選んで何%ずつとするというよりも、今は、FIT 電気のみを選ぶのであれば、非化石証書をつけるというパターンはなく、どちらかを選択的にやって、再エネ比率を計算されています。なので、他の県等で施設をお持ちのところも、これを見ながら、全部充てるというよりも、どれかを選択的にやって、できればダブルカウントを避けながら、再エネ比率をそれぞれ計算していただく、そのような運用をお願いするためのルールとして、これを考えるのがいいのかと思います。どうでしょうか。
- 神山委員代理：参考として補足で申し上げると、キャップ&トレード制度で非化石証書の取扱いを検討しており、選ぶことができるようにするとお話ししましたが、一方で、そのようにしたときに、両方を混ぜこぜにしようとは考えていなくて、どちらかを選ぶという形にして、少なくとも、その小売り電気事業者の中では、ダブルカウントにならないようにという配慮はしています。
- 藤野座長：そのために、今回の整理を使って下さいというのはいかがでしょう。柴田オブザーバーいかがですか。
- 柴田オブザーバー：座長がおっしゃる通りで、結論は皆さんで出していただけだと思います。東京 2020 大会はグローバルなイベントなので、グローバルなルールと照らし合わせて、海外に対しても説明が出来れば良いと思います。
- 小西委員：なるべくグループ①の電気で賄って、もちろんグループ②の電気も入ってくるという整理だと思いますが、①②どちらも両方同じように使いますと言ってしまうと、ダブルカウントが前提となってしまうので、なるべくグループ①で調達していきますとすれば良いのかと思います。東京 2020 大会をカーボンゼロにするというところでも議論しましたが、大きなビジョンを掲げて、どこまで出来たか出来なかったかということ、透明性をもって、お示しすれば、グローバルには通用するかと私は思っています。それと同じで、再エネ 100%に関しても、日本もまだ制度の途中で、色々な制度変更等もありますけれども、現段階でレガシーを残そうとする中で、最大限努力した結果、こうでしたという形で示せば、私は理解が得られると思います。むしろ、ボトムア

ップで、できる範囲で、ビジョンを掲げるよりは、大きなビジョンを掲げて、それに向かって頑張りましたと、でも、ここまでしか出来ませんでしたとした方が、私は評価できると思います。

- 藤野座長：議論をまとめて、資料を用いて説明をするとした時に、FIT 電気のみで非化石価値なしの電気と非化石証書を充てた電気、これについては、基本的にはやはりどちらかなのかと思います。どちらも調達するとダブルカウントになるので、これを両方調達するというのは、ダブルカウントになりますので、どちらかに選択してやることを推奨するなど、そのような一文を入れておかないといけないのかと思います。もっと良いお考えはありますか。
- 林オブザーバー：確かに、FIT のみと発電方法を問わない電気+非化石証書はダブルカウントですが、全体として、その問題を指摘するほど量があるのかということだと思います。ご存知の通り、運営計画第二版では、再エネ比率を高めた電力契約による再エネ電力の直接的活用を最大限図るということで、足りない部分を補足する意味で証書があるので、その部分が抜けてしまっているのかと思っています。発電方法を問わない電気というのは、まさに、不足する部分についての扱いのところですか。FIT 電気のみと、大型水力発電は、第二版でいう直接的活用を最大限図るというところでの選択であって、そこがしっかりと分かるようにした方が良いのかなと議論を聞いていて思いました。その上で、FIT 電気直接契約できる量がどれくらいあるのか、市中に FIT 電気からの非化石価値がどれほど存在するのか、それとの比較、割合だと思います。たとえば、FIT 電気の契約量が1として、FIT 電源の非化石証書が市中に99出回っているとすれば、それを殊更、ダブルカウントと指摘するのかということになる。東京大会で契約する環境価値のない FIT 電気の量が、非化石証書市場全体の中でどの程度の割合なのか、その程度についても議論に加えていただいた方が良いのではないかと感じました。
- 柴田オブザーバー：藤野座長がどちらか選択してとおっしゃられたのは、1つの小売電気事業者の中でどちらか選択という意味でしょうか。
- 藤野座長：そうです。
- 柴田オブザーバー：その場合でも、その小売事業者は別のところでその価値を売るわけですから、どこかでダブルカウントは起きると思います。そのような問題があるが故に、電力の小売営業に関する指針では FIT 電気のみを再エネとして認めていないのだと思います。

- 藤野座長：事実として、FIT 電気のみと発電方法を問わない電気＋非化石証書は、ダブルカウントをしていると書いて、あとはそのような状況の中で、どう組み合わせるのかというのは、事業者の選択に委ねるといって、そのような運用なのかと思います。それが読めれば、我々も説明ができるのではないのでしょうか。どうでしょうか。
- 小西委員：それを認識していると書けばいいのではないのでしょうか。
- 藤野座長：非化石証書は、ダブルカウントしていると、そのような内容を書いておいてください。事務局はよろしいですか。
- 事務局：はい。
- 藤野座長：ありがとうございます。あとは今後、再エネを説明するにあたって、机上配布資料の扱いはどうしますか。今後説明をする上で、机上配布資料も見ながら、今回このようなものを選びましたという説明に使うのか、説明するにあたっては、今回の資料だけでいくのか、事務局としてお考えはいかがですか。
- 事務局：机上配布資料については、今のところ、公開はしない予定です。
- 藤野座長：ものの考え方の整理として、このような制度があって、それを見ながら、今回はこれを選びましたというプロセスとして、最後の参考資料として付けたほうが、どういう理由で選んだかという過程が分かるので、すごく丁寧かと思いますが、いかがでしょうか。
- 小西委員：この資料を表に出すためには、ものすごく精査が必要だと思います。※の書き方など、様々な意見があるかと思いますが。調達 WG でこのような認証を作った際も、非常に大変でした。議論の経緯を示すものとして、公開するのは手かもしれませんが。
- 藤野座長：これで十分読めるのでいいのか、これがないと説明として不足するのか、委員・オブザーバーの方で何かご意見があれば、この資料で十分であればいいと思いますが、何かありますか。
- 柴田オブザーバー：資料として十分かどうかは分かりませんが、小西委員がおっしゃったように、机上配布資料は非常にセンシティブというか、電力の小売営業に関する指針でも非常に丁寧な書きぶりをしているところ、一概に○と言っていいかなどと考え始

めるとキリがないと思いますので、個人の意見としては出さない方が良いでしょう。

- 藤野座長：どうもありがとうございます。他にご意見はよろしいですか。このように至るにあたってのたたき台としては必要だったかと思いますが、この資料を表に出すことで混乱してしまうことは目的ではありません。資料は決定にあたっての頭の整理として使ったということで、この資料に基づいたことについては、発言の議事録に代えさせてもらうということでもよろしいでしょうか。事務局で意見を適切に反映してもらって、それを確認し、決定したいと思います。それでは、先ほど小西委員から質問があった全体の調達コードの件について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局：組織委員会として色々な物品を調達する中の一つとして、電気もありますが、まずは調整コードの考え方に沿って、電気も調達したいと思います。
- 小西委員：別紙にある個別調達基準も含めて、調達コードを遵守するという意味ですか。
- 事務局：個別調達基準に当てはまるのであればそうなりますが、電力として想定しているのは、個別調達基準ではなく、調達コードが当てはまると考えています。
- 小西委員：木材、紙、パーム、水産物、農産物という物品毎に特に重要とされるものは別紙でガイドラインに沿って遵守するということが決まっていますが、バイオ燃料の中でパーム油が一番引かかってくると思います。パーム油の個別調達基準に当てはめて燃料の調達をするという理解でよろしいでしょうか。
- 事務局：東京 2020 大会ではパーム油由来の電気を意図して調達するということがかんがえておりませんが、今後の調達の際には、パーム油を作る際の副産物を燃料として使用するということの想定はされます。それについては、調達コード全体の考え方に沿って調達していくということになります。
- 小西委員：マテリアルごとに作ったパーム油の個別調達基準には遵守しないということでしょうか。
- 事務局：遵守しないということではなくて、電力は、パーム油の調達基準の中でパーム油が含まれる可能性が高い製品一覧には挙がっておりません。電力調達の際に意図してパーム油を使った発電をするというわけではないので、まずは全体の調達コードを遵守していく考えです。

- 藤野座長：懸念として、パーム油をしぼった後の殻を燃料にして発電するという考えもあって、その時にどこまで調達コードを遵守するかということがあります。小西委員のご指摘としては、PKS の調達の際に、全体の調達コードのレベルで良いのか、パーム油の調達基準を参考にしながらより深い段階で基準を設けたものに当てはめなくていいのかということですね。それについて、事務局としては、パーム油を直接燃やして燃料にするということではないので、基本的には全体の調達コードを遵守するということが対応したいということだと理解しています。
- 小西委員：実際にパーム油はバイオ燃料として FIT でもガイドラインを作っていますし、再エネと言う中でバイオ燃料は必ず入ってきます。電力の大元を調達するという意味では、パーム油と同じ調達基準を使うべきだと思います。パーム油を搾った後のヤシ殻である PKS については、同じパームツリーから採れるもので、現場は一緒ですので、油じゃなく殻だからという理由で、用途によって持続可能性を見なくていいというものではないと思います。電気の場合も特にパームツリー由来のものを使用するのであれば、パーム油の調達基準を適用するべきだと思います。そうでないと、ここだけ抜け穴になってしまうのではという懸念があります。
- 事務局：パーム油の調達基準については、認証がありますし、別紙に確認方法も書いてあります。PKS においても持続可能性を見ていきます。パーム油と PKS とは流通の形態も違うように聞いているので、パーム油と同じような見方は難しいと思います。
- 藤野座長：パーム油はどこで生産されたか等のトレーサビリティを追えると思いますが、パーム油の絞った殻はどこまでトレーサビリティを追えるのか、実情などを専門家に聞いていけば、それをシェアしてもらえますか。個別調達基準を当てはめるという意見もありますが、検証できないような基準を当てはめるというのは、ルールが重すぎるのではないかと思います。
- 事務局：色々な農園から PKS を工場に集めてきているので、現実的に工場より遡るのは難しいと聞いています。
- 小西委員：実際に PKS が東京 2020 大会で使用されるのかどうかで、重要度が違ってくるとは思いますが、今の状況ですと、PKS が使用される可能性があるのかなと思います。PKS だから持続可能性を緩めていいとなると、東京 2020 大会にとってはかなりのリスクになると思います。パーム油であろうと PKS であろうと、現地では同じところからの出身のものなので、パーム油は個別調達基準で見られるけれども、PKS については見ないとすると、大元の調達コードではどのように供給されているかを重視する、何を

使って作られているかを重視する、というような重視するという表現なので、遵守するという書き方にはなっていません。重要な物品、日本のマーケットのインパクトが強いものについて、別紙でわざわざ個別調達基準を作っているの、個別調達基準を遵守することが必要だと思います。大元の調達コードで重視するという表現だと、いかに持続可能性をみているかを担保できないと思います。せっかく作っている個別基準をわざわざ外すことの言い訳は立たないと思います。PKS はトレーサビリティが取れないから、現地で起きている問題は構わないということになってしまうのではと思います。PKS については、お金を払って購入するということになるので、お金を払って購入するものは、コモディティとなっているので、持続可能性を担保しなければならないというのが、世界の趨勢だと思います。せっかく作ってある個別調達基準を適用すべきと思います。

- 藤野座長：何かご意見はありますか。
- 神山委員代理：どこまで申し上げていいのかというのはありますが、現存する調達基準が適用できるかどうかは実務的な部分があるのかと思います。PKS について実際にどのような確認をしようとしているのか、組織委員会がご用意されているものを説明するのがいいのかと思います。
- 事務局：コモディティのひとつとして調達するときに、サプライヤーに持続可能性を求めていくことは変わらないことでして、それが PKS だろうが、物品だろうが、調達の先に持続可能性を脅かすものがあるかどうかは、可能な限り、実情も踏まえつつ、追っていく、遡っていくという努力はしていきたいと考えています。
- 小西委員：可能な限りということでしたら、個別調達基準の適用は問題ないと思いますが、なぜ、個別調達基準の適用はされないのでしょうか。
- 事務局：調達基準を定めるにあたっては、調達 WG で専門家の方々に議論をいただいているところです。パーム油の調達基準についても、パーム油の食品等について議論を進めてきまして、6月に公表しています。その時、PKS について、個別の調達基準の対象にするかの議論はありませんでした。個別調達基準はなくても、大元の調達コードの対象になっていまして、持続可能性に配慮したものでないと組織委員会は調達しないという大原則は変わらないところであります。PKS が持続可能性に配慮したのかという点については、組織委員会も確認していきますし、サプライヤーが持続可能性に配慮したことを説明できるようにしていきたいと思っています。

- 藤野座長：専門的には我々の分野を越えていることなので、調達 WG で PKS まで含めて議論すべきことなのかどうかをご判断していただいた方がよいことなのかと思います。懸念があるということは脱炭素 WG からということで伝えられると思いますが、ここでパーム油の調達基準に当てはめなければならないということまで決められるのでしょうか。
- 小西委員：同じパームツリー由来なので、当然 PKS はパーム油の調達基準に含まれていると思っていました。何をみるべきか具体的にしたものが別紙の個別調達基準であり、持続可能性を見ていくものですので、わざわざ基準が当てはまらないということを行わなければならないということが、理解し難いと思います。日本のインパクトが大きくなっていく、インドネシア、マレーシアなど国際流通するものなので、パームツリー由来の個別調達基準がある中で、わざわざ外さなければいけない理由が説明できるのかと思います。
- 藤野座長：資料も準備できていないので、議論を聞く方からすると複雑になっていると思いますが、今の状況は脱炭素 WG の懸念として、調達コードを遵守し、ということしか記載しておらず、個別の調達基準まで当てはめるといように読みとれるのかということがありますね。今後、個別の発電について、個別調達基準に触れる可能性があるものがあつた時に、それを脱炭素 WG で議論すべきなのか、調達 WG で判断してもらふべきなのか、進め方について事務局でご意見ありますか。
- 事務局：私見となりますが、もう一度、調達 WG で議論するというものでもないのかと思います。PKS の持続可能性やリスクについて色々ご意見があるということ踏まれば、個別のパーム油の調達基準の適用はされませんが、大元の調達コードの中で持続可能性に配慮したものでなければ調達しないとしています。また通常調達するものについて、数も膨大ですので、個別に組織委員会がチェックをすることはむずかしいのですが、これは個別に確認するということがいかがでしょうか。
- 小西委員：経産省の FIT 制度での PKS の取り扱いについて私から説明しますと、パーム油はなるべく RSPO を推奨するとなっています。RSPO も問題はあるけれども、現状では一番環境に配慮された認証ということで、これを使うことを推奨するとなっています。PKS については、トレーサビリティを重視するとありますので、トレーサビリティが確保されるものだけが FIT ということになると、それはひとつ網がかかっているのかなと思います。東京 2020 大会の電気調達において、FIT が入ってくるのが前提とすれば大元の経産省での網がかかっていると思いますが、東京 2020 大会の調達コードが経産省の FIT 制度での取り扱いより低くていいのかと思います。

- 藤野座長：経産省の FIT 制度がすべてにおいて東京 2020 大会の調達コードよりも厳しいものになっているのでしょうか。そうでないとすると個別にみることになって、PKS については経産省の FIT 制度を援用すれば、トレーサビリティを確認することということになります。事務局では、通常は個別の物品調達について確認をしないけれども、懸念が特にあるということならば、この件に関して個別にトレーサビリティを確認するというご発言をいただいているので、これが限界なのかと思いますが。
- 小西委員：現地で何か問題があった場合、現地の NGO 等が通報受付窓口で訴えることができると思いますが、大元の調達コードで調達する物品は、通報受付窓口の対象になりますか。大元の調達コードでは「重視する」という記載なので通報受付窓口の対象にならないと思いますが。
- 事務局：「重視する」と書いているのは原則部分であって、その下に、現場で強制労働をしてはいけない、児童労働をしてはいけない等を具体的に書いていますので、それに反するものであれば、通報受付窓口の対象になります。
- 小西委員：パーム油の調達基準に PKS が当てはまらないのはなぜでしょうか。
- 事務局：個別調達基準の検討の際に、パームの油を含め燃料に使用するものを対象にするかという議論もありましたが、当時ほぼ同じタイミングで資源エネルギー庁でも FIT で使うパーム燃料についての議論が進んでいましたので、燃料の議論はそちらに任せましょうということにした経緯があります。また、PKS についてはパーム油とは流通が違いますし、認証もないので、パーム油と扱いが違っていても仕方ないかと思います。
- 藤野座長：調達 WG でもそのような議論に基づいて入ってないということです。PKS については、経済産業省でもできるだけトレーサビリティが取れたものということなので、そこを念頭におきながら事務局にしっかりみてもらうということによろしいでしょうか。
- 小西委員：通報受付窓口の対象となるということならば。
- 林オブザーバー：パーム油基準の参考資料などを作られるかもしれませんが、議論の有無に関して組織委員会側で対外的に批判されないようにどうしていくのか、書き込むべきなら書き込むなど、リスクを踏まえて対応したほうが良いと思います。

- 藤野座長：脱炭素 WG ではこのような議論があつて、そういう批判リスクが今後あり得るとのことまで述べさせてもらいます。この結果を事務局で受け止めてもらって、調達 WG あるいは持続可能性 DG などで議論した方が良いということであれば、そのように対応してほしいと思います。
- 小西委員：東京 2020 大会に電気を供給する電気事業者に、PKS についてこういった議論があることを伝えていただきたいと思います。
- 藤野座長：できる限りトレーサビリティをとって発電してもらおうということによろしいかと思いますが、いかがでしょうか。
- 小西委員：今回の PKS の議論について、議事録が残ることが重要だと思います。
- 藤野座長：それでは、今日の議論を最初から確認します。スライド 4 の④の発電源を重視するというのは、現在の太文字で下線は引いた状態が良いでしょうか。⑤と揃えてなくてもいいのでしょうか。
- 事務局：⑤と揃えます。
- 藤野座長：スライド 6 のところで、ダブルカウントの点を明記していただければと思います。スライド 7 の排出係数の、より低いという表現は、参考として東京都の排出量取引制度に関する記載をしてもらうということでした。
- 小西委員：スライド 7 のその部分については、推奨するというのであれば、全電源平均以下ぐらいの文言を書いてほしいと思います。事務局でも検討していただけるということを先ほどおっしゃっていました。臨時電力を供給する電力事業者に対しても排出係数の全電源平均以下というような文言を記載してもらえればと思います。できれば 0.37 以下と書いてほしいですが、難しいですかね。
- 藤野座長：スライド 8 は、「CO₂排出係数のより低い電気を」という記載を、スライド 7 の記載と平仄を合わせてもらうということでした。これでよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。事務局で一度まとめて、委員・オブザーバーに確認して、正式なものにしたいと思います。最終決定は事務局と相談して、座長で預からせていただきたいと思います。もう一つの議事である今後の予定について、事務局より説明をお願いします。

- 事務局：資料2に基づき、議事2「今後の予定」を説明
- 藤野座長：ありがとうございました。本件についてご質問等がありますか。これで議事については以上になるかと思えます。今後は、いかに実行していくかというフェーズに入っていきます。これが一番重要だと思えますが、後世に残る取組みにしていきたいと思えます。私も色々な人を巻き込みながら、特に若い人を巻き込みながらそういったことを目指していきたいと思えます。これでは、事務局にお返しします。
- 事務局：今日は、お忙しい中ありがとうございました。また引き続きよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

以上